非管理文書

許可番号　第００１１００３８１７２号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　札幌市中央区北七条西十五丁目２８番地１１
氏　名　株式会社丸升増田本店　代表取締役　横山　教之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事　　鈴木　直道

許可の年月日　　令和　５　年（２０２３年）　４　月　６　日
許可の有効年月日　　令和１２年（２０３０年）　３　月１８日

１．事業の範囲
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
第２面記載のとおり。　以下余白。

３．許可の条件
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

４．許可の更新又は変更の状況

平成１０年（１９９８年）	３　月　６　日	変更許可（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじんの追加。）
平成１３年（２００１年）	３　月１９日	更新時変更許可（繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さいの追加。）
（平成１５年（２００３年）	３　月２８日	新規許可【小樽市】）
平成１８年（２００６年）	３　月１９日	許可の更新
平成１８年（２００６年）	４　月　１　日	小樽市より移管
平成１９年（２００７年）	４　月１９日	変更許可（積替保管の追加。）
平成２３年（２０１１年）	４　月　８　日	許可の更新
平成２８年（２０１６年）	３　月３１日	許可の更新
令和　５　年（２０２３年）	４　月　６　日	許可の更新

５．積替え許可の有無　　~~有~~・(無)
※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・(無)

令和８年（２０２６年）９月１０日　許可証書換交付（代表者の変更）　　（石狩振興局）

非管理文書

産業廃棄物収集運搬業許可証

許　可　番　号　第００１１００３８１７２号
許可業者の名称　株式会社丸升増田本店

施設の種類　　保管場所１
設 置 場 所　　北広島市北の里７０番５
面積　　５．４㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃ＯＡ機器、廃家電）。
保管上限　６．９１２ｍ³

施設の種類　　保管場所２
設 置 場 所　　北広島市北の里７０番５
面積　　３．８０㎡
種類
・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物））。
保管上限　４．００ｍ³

施設の種類　　保管場所３
設 置 場 所　　北広島市北の里７０番５
面積　　１．１２㎡
種類
・汚泥、金属くず（廃乾電池）。
保管上限　０．２０ｍ³

施設の種類　　保管場所４
設 置 場 所　　北広島市北の里７０番５
面積　　２．２０㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（商品陳列ケース）。
保管上限　４．４０ｍ³

施設の種類　　保管場所５
設 置 場 所　　北広島市北の里７０番５
面積　　７．７㎡
種類
・廃プラスチック類（発泡スチロール）。
保管上限　１６．９４ｍ³

施設の種類　　保管場所６
設 置 場 所　　北広島市北の里７０番５
面積　　０．６７㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類（廃化粧品）。
保管上限　０．０８ｍ³

施設の種類　　保管場所７
設 置 場 所　　北広島市北の里７０番５
面積　　２．３１㎡
種類
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限　１．０２ｍ³

以下余白。

令和８年（２０２６年）９月１０日　許可証書換交付（代表者の変更）　（石狩振興局）